

令和6年6月19日開会

令和6年6月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 4 号	令和 5 年度寝屋川市一般会計継続費繰越しの報告	別冊
報 告 第 5 号	令和 5 年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報 告 第 6 号	令和 5 年度寝屋川市水道事業会計予算繰越しの報告	別冊
報 告 第 7 号	令和 5 年度寝屋川市水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
報 告 第 8 号	令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議 案 第 37 号	寝屋川市税条例の一部改正	1
議 案 第 38 号	寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例の廃止	4
議 案 第 39 号	令和 6 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 40 号	令和 6 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 41 号	令和 6 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 42 号	令和 6 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 43 号	令和 6 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 44 号	工事請負契約の変更	6
議 案 第 45 号	教育委員会委員の任命	7

議案第 37 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

(9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 64 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 5 条の 2 を削る。

附則第 14 条中第 26 項を第 28 項とし、第 23 項から第 25 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 22 項を第 23 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 14 条中第 21 項を第 22 項とし、第 14 項から第 20 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第 32 条第 2 項中「第 37 項」の次に「、第 38 項」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 64 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 24 条の 2 第 1 項の改正規定、附則第 5 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第

1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例第 24 条の 2 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 この条例による改正後の寝屋川市税条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例の廃止

寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月19日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例を廃止する条例

寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例（平成 24 年寝屋川市条例第 25 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和 4 年 12 月市議会定例会（議案第 88 号）において議決を得、及び令和 6 年 3 月市議会定例会（議案第 5 号）においてその変更につき議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 6 年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 工 事 名 都市計画道路対馬江大利線 大利橋外 1 橋 橋梁工事（2 期）

2 工 期

変 更 前 完 成 令和 6 年 7 月 31 日

変 更 後 完 成 令和 7 年 1 月 31 日

教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和6年6月19日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

住 所 [REDACTED]
氏 名 中 村 恵（なかむら めぐみ）
生年月日 [REDACTED]

理 由

教育委員会委員 秋元美智代が令和 6 年 6 月 30 日任期満了のため、後任委員に任命したい。

※ 任期 4 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

履 歷 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 中 村 恵（なかむら めぐみ）
生 年 月 日 [REDACTED]

學 歷

平成 元 年 3 月 大阪樟蔭女子大学学芸学部児童学科 卒業
平成 18 年 3 月 奈良教育大学大学院教育学研究科学学校教育専攻修士課程
修了

歷 職

平成 20 年 4 月	奈良佐保短期大学幼児教育科 講師
平成 24 年 4 月	奈良佐保短期大学地域こども学科 准教授
平成 28 年 4 月	畿央大学教育学部現代教育学科 講師
平成 30 年 4 月	畿央大学教育学部現代教育学科 准教授
令和 4 年 4 月	畿央大学教育学部現代教育学科 教授
	現在に至る

公 職 歷 等

自	令和 3 年 1 月	明日香村子ども・子育て会議委員
至	令和 5 年 1 月	
自	令和 5 年 12 月	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員
至	現 在	
自	令和 6 年 4 月	明日香村子ども・子育て支援事業計画策定のための 調査・分析業務委託プロポーザル審査委員会委員
至	現 在	

賞

な し